

【学術論文】

新生マレシオーセにおける « officiers » の採用・就任手続

正本 忍*

Du recrutement des « officiers » de la nouvelle maréchaussée

Shinobu MASAMOTO

Résumé

Cet article a pour but d'examiner le recrutement des « officiers » militaires et judiciaires de la maréchaussée en Haute-Normandie entre 1720 et 1750. Nous en avons analysé et reconstitué les formalités en dépouillant des documents dont l'essentiel est conservé aux Archives nationales et aux Archives départementales de la Seine-Maritime. De l'ensemble il ressort que les intentions de ceux qui ont hérité d'un office et qui sont candidats à sa charge exercent une grande influence sur le recrutement des officiers militaires et que leur niveau de ressources y joue aussi un rôle important. Il a donc été très difficile pour le pouvoir royal de contrôler entièrement le recrutement des officiers militaires qui conservaient encore leurs offices, et ce même après la réforme de 1720. Ce problème en constitue une de ses limites. Nous notons aussi que l'on exigeait peu de compétences de magistrat de la part des officiers militaires de la maréchaussée. Cela signifie inévitablement que, dans la justice prévôtale, les officiers judiciaires de la maréchaussée et ceux des autres tribunaux appelés comme juges suppléants remplissaient un rôle plus important que les officiers militaires. Il faut noter que malgré cela, le pouvoir royal a maintenu l'essence de la justice prévôtale, c'est-à-dire que les prévôts des maréchaux ont continué à l'exercer dans le cadre de la juridiction des maréchaux de France.

Key words : maréchaussée, France, Ancien Régime, police, Normandie

1. はじめに

本稿は、1720年のマレシオーセ改革を経た新生マレシオーセにおいて、当時ともに « officier » と表記された将校とプレヴォ裁判役人がどのような手続のもとで採用されていたのかを検証するものである。

マレシオーセは、フランス元帥 (maréchal de France) の代官であるプレヴォ・デ・マレシヨ (prévôt des maréchaux, prévôt général) (以下、プレヴォと略記) とその副官 (lieutenant) が元帥の裁判権を行使し、プレヴォ専決事件 (cas prévôtaux) を最終審として裁いた国王の特別裁判所 (プレヴォ裁判所) である。

同時に、この組織はプレヴォの指揮下にある騎兵たちが主として田園地帯と幹線道路上の治安維持を担う騎馬警察隊であり、さらに国王軍の一騎兵部隊でもあった。その成員は中隊 (compagnie) を統括する将校 (プレヴォと副官)、プレヴォ裁判所において将校を補助するプレヴォ裁判役人 (陪席裁判官 (assesseur)、国王検事 (procureur du Roi)、書記官)、そして同時代の文書では « archer »、« cavalier »、あるいは時に « garde » と表記される騎馬警察隊員 (班の指揮官と騎兵) に大別される。このうち、隊員の採用に関して我々はすでにいくつかの研究を公にしているので⁽¹⁾、本稿では将校と裁判役人の採用に注目する。

同時代の文書とともに « officier » と表記されているものの、将校とプレヴォ裁判役人の法的資格

*長崎大学環境科学部

受領年月日 2011年12月26日

受理年月日 2012年3月5日

は大きく異なっている。すなわち、1720年の改革がマレシオーセに親任官 (commissaire) システムを部分的に導入したことにより、前者が新マレシオーセにおいても官職保有者 (officier) のままであったのに対して、後者は、隊員と同様、親任官に変わった⁽²⁾。国王役人のこの二つの形態はフランス絶対王政を語る際にしばしば対立の構図をもって語られる⁽³⁾が、新マレシオーセは官職保有者と親任官をともに成員として抱えていた。国王役人のほとんどが官職保有者という絶対王政期にあって、マレシオーセはこのように官職保有者と親任官が組織内に共存するだけでなく、後者の方が圧倒的に多い⁽⁴⁾という特徴を持っていた。それにもかかわらず、この組織に関する先行諸研究は、将校と裁判役人の就任・採用手続に対してほとんど関心を示していないのである。

そこで、本稿は、研究史上のこの欠落を埋めるべく、先行研究で全く言及されていないマレシオーセの « officiers » の採用・就任手続を、両者の法的身分の違いに留意しつつ、史料に基づいて再構成し、彼らの採用・就任が実際にどのように行われていたのかを明らかにすることを目的とする。参照する史料は主として、国立古文書館 (Archives nationales = A.N.) とセーヌ＝マリティーム県古文書館 (Archives départementales de la Seine-Maritime = A.D.S.M.) 所蔵のマレシオーセ関連文書である⁽⁵⁾。ここでの作業は、隊員の採用に関する研究とともに、アンシアン・レジーム期の統治構造と社会構造の根幹にある売官制 (vénalité des offices) をマレシオーセを介して再検討する上での緒論と位置づけられる。

研究の直接の対象としては、これまでと同様、18世紀前半期 (1720～1750年) のオート＝ノルマンディー地方のマレシオーセを設定する。当該地方ではルアンとコードベックの2都市にプレヴォ裁判所が設置され、ルアンにプレヴォ1名、副官2名、陪席裁判官、国王検事、書記官が各1名、コードベックに副官、陪席裁判官、国王検事、書記官が1名ずつ配属された。当該時期に就任したのはプレヴォ2名、副官7名、陪席裁判官5名、国王検事4名、書記官4名である。

以下、最初に、マレシオーセ改革で親任官に変更されたプレヴォ裁判役人、次いで改革後も官職保有者のままであった将校の順に採用・就任手続を検討することにしたい。

2. プレヴォ裁判役人の採用・就任手続

1720年のマレシオーセ改革時の諸王令は、プレヴォ裁判役人の人選、採用手続に関して多くを語らない。まず、1720年3月の新マレシオーセ創設の王令第5条が、国王は自ら選んだ人物に対して陸軍卿を介して親任状を与えると規定する⁽⁶⁾。次いで、1720年4月9日の国王宣言が、新マレシオーセの裁判役人の職には可能な限りバイイ (セネシャル) 裁判所 (bailliage, sénéchaussée) (以下ではバイイ裁判所に代表させる) の裁判役人を選ぶと規定して、プレヴォ裁判役人とバイイ裁判所の裁判役人との兼任を促し、彼らはコネタブリ＝マレシオーセ (Connétablie et Maréchaussée de France) (以下ではコネタブリと略記) 一軍人 (gens de guerre) 及び戦争に関わるすべてに関して刑事と民事で裁くフランス元帥の裁判所一で受け入れられねばならないと命ずる⁽⁷⁾だけである。先行研究も、マレシオーセの裁判役人の人選、採用手続の詳細について全く触れていない。したがって、我々は、採用に際して実際に行われた手続を史料から抽出して、彼らの採用手続を再構成しなければならない。

親任官制導入による変化やその効果を検証するためには、何よりもまず新マレシオーセの最初の採用に注目すべきところだが、我々の調査では、当該地方における新生マレシオーセの初代の裁判役人6名の採用手続を詳らかにする史料は見つからなかった。18世紀前半に採用されたプレヴォ裁判役人の中で採用手続に関する史料が最もよく残っているのは、コードベックのバイイ裁判所・上座裁判所の国王検事 Alexandre Guillaume Leflameng がコードベックのプレヴォ裁判所の国王検事職に就任する際の手続⁽⁸⁾である。その前任者 Robert Cresté は1738年12月31日付で退職している⁽⁹⁾が、Leflameng の採用手続はその半年以上前から開始され、前任者の退職直後に一気に進んでいる。以下、1738年から1739年にわたる Leflameng の採用手続を再構成してみよう。

①請願者 (suppliant) (Leflameng のこと。以下同様) に対して、国王が署名し、陸軍卿が副署した、フランス元帥あるいはコネタブリ長官 (lieutenant général de la Connétablie et Maréchaussée de France) 宛の親任勅許状 (brevet de commission) (1738年6月3日付) が交付される⁽¹⁰⁾。

②請願者は、フランス元帥あるいはコネタブリ長

官に対して、上記親任勅許状のコネタブリ書記局への登記と自身の受け入れを請願する（日付なし）。

- ③コネタブリ長官は上記請願書をコネタブリの国王検事へ送付するよう命ずる（1739年1月10日）。
- ④コネタブリの国王検事は上記の親任勅許状の登記、証人尋問 (information)・宣誓後の請願者の受け入れ、証人尋問・宣誓手続の現地裁判所への委託に関する請求を行う (requérir) (1739年1月10日)。
- ⑤コネタブリ長官がコネタブリの国王検事の請求を承認する (1739年1月10日)；(親任状の登記：1月10日)。

①の親任勅許状の冒頭で、国王は、1720年3月の王令によって、旧マレシオーセとその官職を廃止し、新たな組織と職を創設したこと、「朕の特別な親任官職の資格で (à titre de commission particulière de nous) 当該職務を遂行することが可能と朕が判断する朕の役人 (officiers)⁽¹¹⁾、臣民の中のある人物」にその職を「委任する (commettre)」権利を自らに留保したことを確認する。

次に、国王は、請願者 Leflameng に関して事前に提供された好意的な証言 — 文面上、国王はこの証言に基づいてこの職を彼に委任したことになる — の内容を列挙する形で、プレヴォ裁判所の国王検事の職に求められる資質、条件を示す。すなわち、「能力、裁判関係の諸問題における経験、誠実さ、公明正大さ、用心深さ、賢明なる振る舞い、熱意、忠誠、朕に対する奉仕及び裁判の利益と公共の安寧の維持に対する格別の熱意 (la capacité, expérience dans les affaires de judicature, probité et intégrité vigilance sage conduite zèle fidélité et affection particulière tant à notre service que pour le bien de la justice et le maintien de la tranquillité publique)」である。ほとんど同じ表現が他のプレヴォ裁判役人の親任勅許状にも見られるので⁽¹²⁾、これは法曹の就任の際の定型表現、そして法曹に望まれた一般的な資質と考えられるだろう。

引き続き職務内容、職に伴う特権などを示した後、国王は、フランス元帥あるいはコネタブリ長官に対して、証人尋問の形で請願者の人物調査及び資格審査をするよう依頼する。ここで指示されるのは、良好な生活及び品行、ローマ・カトリックの信仰、満 25 歳の年齢 (bonnes vie et mœurs, religion

catholique apostolique et romaine et âge de vingt cinq ans accomplis)」のチェックだが、④によれば、以上に加えて、国王及び公共への奉仕 (service du Roi et du public) に対する熱意、中隊内における親族・姻族の有無⁽¹³⁾、職務遂行能力 — より具体的には弁護士 (avocat) 資格の証明 — などが検査されている。

ところで、②の請願書提出の際、請願者は、「所用 (ses affaires)」のため、宣誓しにパリに赴くことができないうとして、コネタブリでの受け入れ手続を現地の国王裁判所の裁判官に委託するように求めている。先述のように、Leflameng はコードベックのバイイ裁判所・上座裁判所の現職の国王検事であった。そこでの勤務を考えれば、パリのコネタブリに出向くのは難しかっただろう⁽¹⁴⁾。この請願を受けて、コネタブリの国王検事は④において、請願者の調査・宣誓手続をコードベックのヴィコント (vicomte)⁽¹⁵⁾ に委託するよう請求している⁽¹⁶⁾。この調査委託には期限が設けられており、ヴィコントは2ヶ月以内に関係書類をコネタブリに返送しなければならない。

こうして、本来はパリのコネタブリで進む手続が、現地の国王裁判所に委託された。以降の手続はコードベックのヴィコント裁判所で進む。⑤と⑥の手続の間にコネタブリと請願者はそれぞれ以下の手続を進めている。コネタブリは親任状を登記し、共助依頼書 (commission rogatoire)⁽¹⁷⁾ をコードベックのヴィコントに対して発送している。請願者は洗礼記録の謄本、弁護士の登記証明といった必要書類を準備する。コードベックでの手続は Leflameng による請願から始まる。

- ⑥請願者がコードベックのヴィコントに対して、証人尋問及び宣誓の手続を開始するよう請願する（日付なし）。
- ⑦ヴィコントがヴィコント裁判所の国王検事（以下の国王検事はすべてヴィコント裁判所の国王検事）に関係書類を送付させる（1739年1月16日）。
- ⑧国王検事が上記の証人尋問手続を請求する（1739年1月16日）。
- ⑨ヴィコントが国王検事の請求を承認し、証人尋問の実施を命ずる（1739年1月16日）。
- ⑩ヴィコントが3名の証人に対して証人尋問を実施する（1739年1月16日）。
- ⑪請願者がヴィコントに対して宣誓の実施、受け入れを請願する（日付なし）。
- ⑫ヴィコントが上記の請願書及び全ての関係書類を国王検事に対して送付させる（1739年1月

16日)。

⑬国王検事が請願者の宣誓後の受け入れを請求する(1739年1月17日)。

⑭ヴィコントによる全関係書類の確認と朗読、請願者による宣誓の後、ヴィコントが請願者を受け入れる(1739年1月17日)。

⑥の際、請願者が請願書とともにヴィコントに提出したのは、親任状、コネタブリによる共助依頼書、洗礼記録の謄本、(高等法院付き)弁護士及びコードベックのバイイ裁判所の国王検事の資格証明である。⑧でヴィコント裁判所の国王検事は証人尋問を請求するが、その際、法廷に召喚される証人を指名したのは国王検事である。上記の事例では、ヴィコント裁判所の国王検事が不在であったのか、別の者が代行している。⑩で尋問された証人は3名で、コードベック在住の聖職者1名と法曹2名である。ヴィコントはヴィコント裁判所の書記官を立ち合わせ、彼らを別々に尋問している。

就任予定者の宣誓は、彼が初めて国王裁判関係の職務に就く場合のみ行われる。国王裁判関係の官職に就いた時すでに宣誓している場合は、新たな宣誓は免除され、コネタブリと現地のマレシヨーセそれぞれの書記局に、この親任勅許状と現在の官職あるいはかつての官職の受け入れ及び宣誓証明(acte de réception et prestation de serment)を登記するだけでよい(1720年4月9日の国王宣言)。

しかし、上記国王宣言の免除規定にもかかわらず、Leflamengは宣誓を行っている。宣誓の内容は、第一に「適切かつ忠実に国王及び公衆に奉仕する(bien et fidèlement servir le Roi et le public)」こと、第二に王令、コネタブリの裁決・規則・命令を遵守すること、第三に当該親任官職に関して民事においても刑事においてもコネタブリの裁判権に服すること、第四にコネタブリの裁判権の維持(conservation)に留意することの4点である。

以上、国王検事 Leflameng の採用・就任手続を再構成し、それぞれのプロセスの内容を検討してきた。旧マレシヨーセにおける裁判役人の売官制の問題点は、プレヴォ寄りの人物が陪席裁判官職を購入し、プレヴォ裁判役人によるプレヴォ裁判の統制が機能しなくなることであった⁽¹⁸⁾。プレヴォ裁判役人が官職保有者から親任官に変更されることによって、この問題は新マレシヨーセでは改善の方向に向かったと考えられるが、それを検証するためには採用候補

者選定の経緯が明らかにされねばならない。すなわち、誰が、どの時点で、どのように、候補者を選定したのか、前任者が後任を推薦できたのか、自薦はできたのか、その推薦や自薦はどの程度受け入れられたのか、などである。しかし、ここで再構成された手続の前の段階を語る史料は見つからず、採用候補者選定の経緯を明らかにすることは難しい⁽¹⁹⁾。

ここではとりあえず、当該時期に採用されたプレヴォ裁判役人13名中10名がバイイ裁判所ないし上座裁判所の裁判役人であり⁽²⁰⁾、王令の規定がほぼ遵守されていること、したがって、採用の候補者の範囲はごく限られていたことを指摘するに留めよう。

3. 将校の採用・就任：条件と手続

新マレシヨーセに所属する将校は、プレヴォとその副官である⁽²¹⁾。1720年のマレシヨーセ改革によって、各総徴税管区のマレシヨーセの中隊を指揮するのは総プレヴォ(プレヴォ)1人だけとされ、そのプレヴォを副官数名が補佐した。副官の数は中隊によって異なり、オート＝ノルマンディーの中隊の場合、プレヴォ裁判所がある2つの都市に計3名、すなわちルアンに2名、コードベックに1名が配属されていた。

以下、本章では、まず将校の就任条件について確認し、次に彼らの就任手続を再構成し、最後にその手続中に発生した問題の検討によって就任の実態について明らかにする。

3.1. 採用・就任の条件

マレシヨーセの将校の採用・就任条件は、16世紀後半のいくつかの法令で規定されている。当初は職務遂行能力を持つ貴族及び在地の名士(1563年10月14日の規則(règlement))とか在地の貴族・名士(1564年8月の王令第1条)のように簡単な規定であったが、1566年12月11日の国王宣言では「身分が高く、経験豊富であり、熱心で、誠実な人物(gens de qualité, experience, diligence & prud'homme)」が叙任されると若干具体的に規定されている。1598年6月18日の国王宣言では条件はさらに厳しくなって、歩兵部隊で4年間の指揮経験があり、最低でも500リーヴルのラント公債を持ち、「良い評判と誠実さ」を証明できる貴族あるいは名士というように、身分の高さや品行方正に加え、軍隊での指揮経験や職務を維持する経済力がより明確に求められている⁽²²⁾。

1720年3月の新マレシヨーセ創設の王令第4条は、マレシヨーセの将校の官職について、「有能かつ

軍務に精通し」、「国王軍で最低でも継続して4年間軍務に就いていた」人物を得るために、「世襲可能な正式の官職として (en titre d'offices formés et héréditaires)」創設する、と規定する。以上の条件のうち、「有能かつ軍務に精通し」しているか否かの検証は容易ではないが、国王軍に「少なくとも勤続4年以上」勤務しているかどうかは客観的に判断できる。

当該時期、オート＝ノルマンディーのマレシオーセに勤務した9名の将校⁽²³⁾のうち、国王軍に少なくとも勤続4年間という条件のクリアを確認できるのは5名。まず、2名のプレヴォ、すなわち初代の Jacques de Tourtelon Desplantiers (騎兵中隊の中隊長 (capitaine) などに35年間) と彼を継いだ Jean Nicolas de Cambon (近衛中隊 (Garde du corps du Roi) に12年間)。そして、ルアンの副官 Gabriel Blandin (旧マレシオーセの副官などで38年間)、Julien They des Petits Prés (近衛中隊に6年間)、Nicolas Balthazard Baudry (ブルターニュ軽騎兵隊の騎兵 (gendarme dans les chevaux légers de Bretagne) として15年間) だけである。

ルアンの初代副官の1人 Charles Roger の軍隊経験に関する記述は全く見あたらず、コードベックの副官2名については Jean Laugier が歩兵中隊の中隊長であったこと、Nicolas Moreau が近衛中隊出身であったことが記載されているのみで、両者の勤務年数に関する記述はない。

ルアンの副官 François Dieulafait de Taifaville にいたっては、就任手続の際、この条件を満たさないことがはっきりと言及され、条件が免除されている。すなわち、「1720年3月の朕の王令第4条で求められた4年間を朕の軍隊で勤めていないものの、朕は当該書状をもって、彼に対してこの条件を免除したし、免除するものである」というのである⁽²⁴⁾。彼は、就任の1年後、当地のマレシオーセの問題点を指摘する報告書を地方長官に提出しているが、その際、地方長官から、活発で求めてやまぬ性格であり、職務の利益 (bien du service) を愛する長所などいくつかの長所を兼ね備えている、と好意的に評価されている⁽²⁵⁾。また、後にラ・ロシェル総徴税管区の中隊のプレヴォに昇進している⁽²⁶⁾。40歳でこのポストに就いた Taifaville がそれまでどのような職を経たのかは不明である。しかし、上述の2つの事実から判断すれば、勤続4年間の軍隊経験、軍務に精通という条件を免除してもなお、採用に値するほど有能な人物であったのだろう。

3.2. 採用・就任の手続

新マレシオーセにおいて将校は唯一、官職保有者である⁽²⁷⁾。彼らの就任手続を具体的に見る前に、官職保有者の就任手続を大まかに押さえておこう。

官職を購入しようとする者はまず、国王に官職権利金 (finance) を支払う。国王は官職叙任状 (lettres de provision) を交付し、その人物を「その官職に任ずる (pouvoir de l'office)」。こうして候補者は「受任者 (pourvu)」となるが、まだ、「官職に関する権利 (droit en l'office)」を持っているにすぎない。官職保有者としての身分と資格を得るためには、所属することになる団体 (compagnie) での受け入れが必要である。仮に受け入れが拒否された場合、国王は権利金を払い戻すか、他の官職に任命することになる。受け入れの際、候補者は法廷で職務の誠実な遂行を宣誓する。この受け入れ、宣誓後の官職保有者は、瀆職 (forfaiture) と国王による官職権利金の払い戻しの場合を除いて、罷免されることはない⁽²⁸⁾。

さて、1720年3月の王令第4条によれば、将校の就任手続は、①陸軍卿による証明書の交付、②陸軍卿の証明書に基づく官職叙任状の獲得、③陸軍卿の証明書、官職叙任状のフランス元帥への提出、フランス元帥の認可、コネタブリにおける受け入れ、④官職叙任状及び受理証書のプレヴォ駐在地のマレシオーセ書記局への登記、と進むとされている。しかし、国立古文書館に残る、就任に関する文書を繙けば、実際の手続はより複雑である。ここでは、就任前後の状況を明らかにする史料がよく残っている、ルアンの副官 J. They des Petits Prés の就任手続を文書によって再構成してみよう⁽²⁹⁾。

1733年12月2日、前任者 Charles Roger が死去する。翌1734年1月23日、Roger の相続人が国王に対して証書 (acte) によって後任候補に Petits Prés を指名し、推薦する。採用を請願する Petits Prés は自らが任命 (nomination) されるために、まず、916リーヴル13ソル4ドゥニエの襲職税 (droit de survivance) を支払い(領収書は1734年3月6日付)⁽³⁰⁾、続いて官職取得税 (marc d'or) 388リーヴル16ソルの支払い(領収書は同年3月16日付)を終えている⁽³¹⁾。国王による官職叙任状は同年3月29日付で交付されている。この際、国王が請願者の就任を承認する根拠とするのは、彼の国王軍における経歴に関して陸軍卿が提出した証明書で、この証明書には軍隊での在籍期間、所属の部隊、階級などが言及されている。官職叙任状を得た Petits Prés は、フランス元帥に対して、叙任状をコネタブリの書記局に登録し、

彼をコネタブリに受け入れるよう請願する。この登記及び受け入れの請願の日付は記されていない。

ここから手続はパリのコネタブリで進む。フランス元帥は、コネタブリ長官に対して、請願者 *Petits Prés* の受け入れ手続の開始を命ずる（同年4月1日付）。その後の手続はコネタブリ長官とコネタブリの国王検事の間で進められる。すなわち、長官はコネタブリの国王検事へ *Petits Prés* の請願書を送付する（同年4月3日）。国王検事は彼に関する証人尋問を請求する（日付なし。手続の流れから判断すれば、同年4月3日）。長官はこの請求を承認し、証人尋問の執行を指示する（同年4月3日付）。

請願者に関する証人尋問（人物調査・資格審査）は長官自身によって進められる（同年4月3日）。調査では請願者の生活態度及び品行の良さ、交際（*conversation*）、ローマ・カトリックの信仰が問題とされ、証人3名が聴取される。この調書には定型の表現があり、請願者の品行と信仰、「国王及び公共への奉仕への強い熱意が証言される。*Petits Prés* の場合、いずれもパリ在住の聖職者とブルジョワ（もう1人の証人が属する社会層は不明）が召喚されている。この後、国王検事によって請願者の受け入れが請求され（同年4月3日付）、請願者による宣誓の後、請願者の受け入れの運びとなっている。

3.3. *Petits Prés* の後任人事に見る将校採用の実態

こうして *J. They des Petits Prés* はルアンの副官職を得たが、そのおよそ10年後、彼の死に伴って後任人事が生じている。この人事に関する地方長官と陸軍卿の間のやりとりがよく残っており、そこには官職の購入希望者、故人の相続人、陸軍卿及び地方長官の思惑がそれぞれ現れていて、また陸軍卿や地方長官がマレシオーセの将校の資質として何を想定していたのかも示されていて興味深いので、いささか長くなるがその過程を具体的に追ってみたい。この人事には2名の候補者が関与し、うち1名が途中で脱落、残る1名も問題を残しながらの就任であった。

Petits Prés は1745年2月13日に死亡した⁽³²⁾。空席となった副官ポストの獲得に直ちに乗り出したのは、エヴルゥ班の上級班長で、前のプレヴォ *Desplantiers* の義理の息子 *G. de La Marche de la Fortelle*⁽³³⁾ である。彼が副官ポスト取得の承認（*agrément*）を求めたのをうけて、陸軍卿ダルジャンソン（*Pierre-Marc de Voyer de Paulmy, comte d'Argenson*）（在職：1743～1757年）はルアン総徴税管区の地方長官ラ・ブルドネ（*Louis François, marquis*

de La Bourdonnaye）（在職：1732～1755年）に、*La Marche* が才能その他の面から見て副官の職務を遂行するのに適当と判断するか否か、その見解を尋ねている（1745年2月28日付）⁽³⁴⁾。

この問い合わせに対して、ラ・ブルドネは以下の5点を挙げて *La Marche* を好意的に評価している。最初に、勤務態度に関して、厳密に職務を遂行、常に出動の準備ができていて、と評価する。次に、「労力を要する事でもほとんど騎兵たちには頼らず、騎兵に対しては揺るぎない（*ferme*）態度、丁寧な態度をとる、と指揮官としての資質に言及する。続いて、振舞いについても、真面目、と評価し、さらに財力に関しても「まずまずの収入（*revenu honnête*）もあり」、「マレシオーセの副官職を維持できる」と見なしている。最後に、刑事訴訟の審理（*instruction*）に関しては軍務同様の能力の保証はできないものの、熟慮し、注意散漫なところは全くない人物なので、訴訟手続において当惑することがあっても適切な人物に自分から助言を求めようとして、裁判官としての能力についても好意的に評価している（同年3月13日付）⁽³⁵⁾。

このような地方長官の好意的な見解に基づいて、*La Marche* に承認が与えられる。陸軍卿は地方長官を介して、*La Marche* にこの決定を通知し、「官職叙任状の写しを交付してもらおう（*lever ses provisions*）」ように促している（同年3月27日付）⁽³⁶⁾。かくして、*La Marche* がそのまま副官職に就任するかに見えた。

ところが、*Petits Prés* の相続人の側では、後任に関して別のプランを持っていたのである。すなわち、故人の寡婦は、請願書を提出し、設定額（*fixation*）⁽³⁷⁾ 以上に、1,200リーヴルの支払いを申し出ている *Baudry* なる人物と交渉する許可を求めている。副官職を世襲財産と見なす相続人側の気持ちが見て取れる。勿論、すでに承認を与えている陸軍卿としては、この請願を飲むわけにはいかない。ダルジャンソンは地方長官を介して、*La Marche* に承認が与えられたこと、副官職の価格が15,000リーヴル（副官職の官職権利金はこの価格に対して設定されている）を越えることを国王が望んでいないことなどを寡婦に知らせ、*La Marche* 以外の人物との交渉を認めなかった（同年4月19日付）⁽³⁸⁾。

この件に関して事を厄介にしているのは、*La Marche* のその後の態度である。彼は自ら働きかけて国王の承認を得ていながら、官職権利金の支払いについて故人の相続者と全く調整（*arrangement*）せ

ず、手続を進めるように督促されても、それに従わなかった⁽³⁹⁾。La Marche が手続を進めていないことを知った寡婦は、譲渡手続の中断によって余儀なくされた借金や自らが被ったその他の損失にも言及しながら、再度、Baudry への副官職の譲渡を請願する⁽⁴⁰⁾。そこで、陸軍卿は、地方長官に対して、La Marche の動きを報告するよう指示し、彼がこの官職を購入できないようであれば、Baudry の能力 (capacité) と才能 (talents) について情報を収集し、その適性に関する見解も合わせて知らせるよう求めている (同年 7 月 26 日付)⁽⁴¹⁾。地方長官は La Marche に 2 週間の猶予を与えるが、結局、彼は、期限を過ぎて地方長官補佐 (subdélégué) のもとに赴き、副官職の購入のための資金を調達できないこと、かつ購入のため自分の財産を売り払うことを望まないこと、したがって購入を断念したことを伝えた⁽⁴²⁾。こうして、La Marche の脱落により候補者は Baudry 一人に絞られたが、Baudry の就任もスムーズに進んだわけではなかった。

ブルターニュ軽騎兵中隊 (compagnie des chevaux légers de Bretagne) での勤務経験があり、すでに寡婦側との調整も終えている Baudry についても、地方長官は肯定的に評価している。ここでの地方長官の判断基準は、財力を除いて、軍隊経験、出身社会層、人柄・素行、体力、裁判官としての能力である (同年 8 月 1 日付)。すなわち、重騎兵隊 (gendarmérie) 勤務は確かなこと、「非常に誠実な人たち、身分の高い人たち (de fort honnêtes gens et en place)」の層に属し、良い家系の出であると見なし得ること、良識があり (homme de bon sens)、品行も正しい人物であるらしいこと、身体頑強 (vigoureux) にして、副官職に伴う疲労にも耐えられること、事件 (affaire) や刑事訴訟手続に非常に熟達しているとは思わないが、意志が強く、「この方面で彼に欠けているものを、特に、勤勉なマレシオーセの将校なら常に見つけることになる援助によって、彼は得るであろう」と地方長官は考えているのである⁽⁴³⁾。

Baudry に対して改めて承認が与えられ、陸軍卿は地方長官を介して、「当該官職に直ちに叙任され得る状態になること (se mettre incessamment en état de s'en faire pourvoir)」(相続人に支払いを済ませることであろう：筆者補足)、また、官職叙任状に添付する証明書の交付のため、ブルターニュの軽騎兵中隊での勤務の証明書のオリジナルを陸軍卿に送ることを Baudry に命じている (同年 8 月 8 日付)⁽⁴⁴⁾。前任者の死からすでに半年が経過し、La Marche の脱落も

あり、ルアンには他に 1 名副官がいるとはいえ、新しい副官の就任を陸軍卿としても急いでいたのであろう。

ところが、ここで再び問題が生じる。すでに国王の承認を得、相続人との交渉を終えた Baudry を副官ポストに不適任とする報告書が出てくるのである。宛先も署名も不明のこの報告書 (同年 8 月 27 日付) によれば、Baudry はブドウ酒に耽溺し、誰とでも一緒に飲み、この欠点により、重騎兵隊内での昇進が止まった (そのために重騎兵隊を辞めたという)、ビールや火酒の販売人の娘と結婚し、ラント公債も 600 リーヴルしかなくこの職で長続きしないであろう、というのである⁽⁴⁵⁾。地方長官は、調査の結果、この報告書は虚偽か、ほとんど誤って報告された結論⁽⁴⁶⁾、陸軍卿は彼の見解を容れている。こうして、慎重に行動すること、何らかの非難すべき行為があった場合には職務の遂行を禁じることが本人に警告されるだけで、ようやく Baudry の就任人事が固まったのであった⁽⁴⁷⁾。

以上、副官人事の経緯を細かく追ってきたのは、この過程にプレヴォ及び副官の就任の条件やその難しさが、法令類や、定型表現で埋められる就任関連文書には現れない具体的な形で、抽出できるからである。

まず、地方長官による候補者に関する調査項目が注目される。好意的に評価した La Marche の脱落の事例があるので、この調査の厳密さをどのように評価するかは難しいところだが、少なくとも、マレシオーセの将校ポストの就任者に何が求められていたかは分かる。すなわち、軍隊経験、通常の勤務態度、指揮官としての資質、人柄・素行、財力、出身社会層、体力、裁判官としての能力といった条件を満たすことである。

これらの条件の中で将校の職とプレヴォ裁判のあり方を検討する上で特に注目されるのが、彼らの裁判官としての能力に関する言及である。プレヴォ裁判の裁判官団の一員でありながら、マレシオーセの将校には裁判官としての能力は大して要求されてはなかった。実際、職業軍人である彼らにそれを求めるのにも無理があっただろう。だが、フランス元帥からその裁判権をプレヴォ裁判所において行使するよう委ねられているのは、実に彼らなのであった。上述のいずれの事例でも、王権は、訴訟手続や審理の面での能力不足は認めながらも、陪席裁判官や近隣の国王裁判所から補充される裁判官⁽⁴⁸⁾の補佐によってプレヴォや副官が裁判を行うことは可能との

立場をとっている。つまり、王権は、近隣の国王裁判所の法曹の参加—プレヴォ裁判役人としての参加にせよ、最終審として判決を下す際の応援の裁判官としての参加にせよ—により、プレヴォ裁判のより有効な機能を確保しようと試みつつ、プレヴォによるフランス元帥の裁判権の行使というプレヴォ裁判の本質と建前を維持していたと考えられる。

次に、将校の官職の購入とその保持のために、財力が求められていることを確認しておきたい。プレヴォや副官の職が売官職であれば、官職購入の資金の調達は極めて現実的な問題である。司法・行政関係の上級官職保有者に関しては、王権自身が、例えば年齢規定の免除に見るように、様々な免除措置をとって就任の諸条件を骨抜きにしていたことを、すでにいくつかの研究が明らかにしている⁽⁴⁹⁾。マレシヨーセの将校の就任条件についても、前述の Taifaville の事例に見るように、同様の免除措置が採られているとすれば⁽⁵⁰⁾、La Marche、Baudry いずれの例にも見られるように、候補者にとっては金銭面の条件こそが最も克服すべき条件であったと考えられる。

将校の職がマレシヨーセ改革後もなお官職であり続けたことによって、軍隊での指揮官としての経験や能力を持つ、勤勉な就任希望者にも、財力という厳しい条件が引き続き課された。売官制によって将校職に有能な人材を確保できないという、旧マレシヨーセが抱えた問題点⁽⁵¹⁾は、マレシヨーセ改革後も持ち越されたのである。

4. 終わりに

以上、18世紀前半期のオート＝ノルマンディー地方のマレシヨーセを研究対象として設定し、同時代の文書とともに「*officier*」と表記されたプレヴォ裁判役人と将校の採用・就任について、その実態を検証してきた。新旧マレシヨーセのプレヴォ裁判役人の採用・就任手続の比較などいくつかの課題が残されたが⁽⁵²⁾、ここでの作業で明らかになった以下の2点を改めて確認して稿を閉じたい。

まず、1720年のマレシヨーセ改革で親任官となったプレヴォ裁判役人の採用・就任に関しては、少なくとも地方長官・陸軍卿のレベルで取り上げられる問題は起きなかったのに対して、新マレシヨーセになっても官職保有者であり続けた将校の場合、売官制に伴う問題が発生していたことである。すなわち、前任者の遺族と将校職の購入(就任)希望者の思惑が王権の意向以上に人事に影響し、また、購入(就

任)希望者の財力如何が採用・就任を左右していた。将校職が売官職のままでは王権が彼らの人事に十分な統制を及ぼすのは困難だったといえる。マレシヨーセ改革が親任官制を導入した意義とそれを部分的にしか導入できなかったことによる限界がここに現れているのである。

次に確認しておきたいのは、マレシヨーセの将校には裁判官としての能力がさほど求められていなかったことである。このことは必然的に、プレヴォ裁判役人と近隣の国王裁判所から応援に来る裁判役人たちがプレヴォ裁判において将校より重要な役割を果たすことを示唆している。注目すべきは、それにもかかわらず、王権がプレヴォによるフランス元帥の裁判権の行使というプレヴォ裁判の本質と建前を維持したことである。この点にこそ裁判所、警察を含む国王の治安維持体制におけるマレシヨーセの存在意義を解明する鍵があると思われるが、その点については稿を改めて検討することにした。

註

- (1) 拙稿「18世紀前半期オート＝ノルマンディー地方のマレシヨーセ隊員—年齢、身長、軍隊経験—」(『西洋史学論集』第47号、2009年、1～19頁)、同「オート＝ノルマンディー地方のマレシヨーセ隊員の採用(1720～1750年)」(『総合環境研究』第12巻第1号、2010年、41～54頁)、同「近世フランスの騎馬警察隊員の在職期間—18世紀前半期のオート＝ノルマンディー地方の事例—」(『七隈史学』第12号、2010年、242～226頁)。
- (2) 拙稿「1720年のマレシヨーセ改革—フランス絶対王政の統治構造との関連から—」(『史学雑誌』第110編第2号、2001年)、19～22頁。マレシヨーセ改革に関しては、とりあえずその他に、拙稿「近世フランスにおける地方警察の創設—オート＝ノルマンディー地方のマレシヨーセ(1720～1722年)—」(『法制史研究』第57号、2008年、161～188頁)などを参照。
- (3) 例えば、Mousnier (Roland), *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, t. II, Paris, 1980, pp. 560-643.
- (4) 例えば、新マレシヨーセ創設時のオート＝ノルマンディー地方のマレシヨーセにおいては、官職保有者4名(プレヴォ1名と副官3名)に対して親任官は106名(プレヴォ裁判役人6名と隊員100名)であった。拙稿「1720年のマレシヨーセ改革」、11頁。
- (5) マレシヨーセ関係史料についてより詳しくは以下を参照。拙稿「18世紀オート＝ノルマンディーのマレシヨーセ関係史料について」(『長崎大学教養部紀要』、第

- 37 巻第 2 号、1996 年、181～213 頁)。
- (6) 拙稿「史料紹介 『全王国におけるマレシオーセのすべての将校・プレヴォ裁判役人、隊員の官職の廃止、及び新しいマレシオーセの中隊創設を定める王令』 (1720 年 3 月)」（『西洋史学論集』第 45 号、2007 年）、102～103 頁。
- (7) 拙稿「史料紹介 1720 年のマレシオーセ改革に関連する 2 つの国王宣言：『マレシオーセの新しい中隊に関する規則を記した』国王宣言 (1720 年 3 月 28 日)、『新マレシオーセに関する』国王宣言 (1720 年 4 月 9 日)」（『総合環境研究』第 11 巻第 2 号、2009 年）、69～70 頁。
- (8) 以下、Leflameng の採用・就任に関する情報は次の史料による。A.N., Z^{1C} 123, pp. 19-20 ; Z^{1C} 337.
- (9) Service historique de la Défense (= S.H.D.), Y^b 859, p. 479.
- (10) Leflameng が交付された親任勅許状をどのようにして受け取ったかは不明だが、以下の 2 つの例はこの点について参考になる。1740 年にルアンのプレヴォ裁判所の国王検事職に就いた J. de Jort (ルアンのバイイ裁判所の弁護士総代、高等法院付き弁護士) と同じく 1740 年にルアンのプレヴォ裁判所の陪席裁判官職に就いた A. N. Baillard de Caumont (ルアンのバイイ裁判所・上座裁判所の評定官) に対しては、親任状の受け取り、コネタブリへの登記をパリの代理人に任せることが認められている。Lettres de Breteuil à La Bourdonnaye, les 23 mai 1740 et 3 août 1740, A.D.S.M., C 748.
- (11) ここでの « officiers » は必ずしも官職保有者を指す必要はなく、国王役人一般を指すと解釈した。
- (12) 例えば、コードベックのプレヴォ裁判所の書記官 Ch.-J.-B. Havy の親任勅許状、ルアンのプレヴォ裁判所の陪席裁判官 A. N. Baillard de Caumont の親任勅許状でも同様の表現である。A.N., Z^{1C} 121, p. 80, Z^{1C} 123, p. 138.
- (13) 「諸王令によって禁止されている親級の親族・姻族」が「コードベックにあるマレシオーセ (プレヴォ裁判所のことであろう：筆者補足)」にいないことの確認である。官職保有者の場合、父子、兄弟、伯父 (叔父) と甥が同じ裁判所に勤務することは禁止されていたので (Mousnier, *op. cit.*, t. II, p. 44)、この規定を踏襲したものと考えられる。
- (14) バイイ裁判所の裁判役人とプレヴォ裁判役人との兼任を国王宣言で促しているのであれば、王権も勿論、このような事態を想定していた。1720 年 4 月 9 日の国王宣言では、バイイ裁判所やマレシオーセの現職あるいは元の裁判役人、最高諸法院、バイイ裁判所あるいはコネタブリでの受け入れ、宣誓を終えている者は、コネタブリでの新たな宣誓は免除される、とも規定されている。
- (15) 国王の通常裁判所の最下級審は、王国の大部分では、国王のプレヴォ (マレシオーセのプレヴォはフランス元帥のプレヴォで、これとは異なる) によって主宰され、プレヴォテという。しかし、その主宰者及び裁判所の名称が異なる地方もあり、ノルマンディー地方の場合、ヴィコントがヴィコント裁判所を主宰していた。Mousnier, *op. cit.*, t. II, p. 271 ; Marion (Marcel), *Dictionnaire des institutions de la France aux XVII^e et XVIII^e siècles*, Paris, 1923 (Paris, 1984), p. 553.
- (16) パリから離れている地方のプレヴォ裁判役人の就任予定者にとって、コネタブリでの受け入れ手続のためにパリに赴くことはより一層難しいであろう。したがって、新マレシオーセでは、彼らの受け入れ手続は、現地の国王裁判所で代行されるのが通例であったと考えられる。
- (17) 共助依頼とは「ある裁判官による、自分の権限が及ばない別の裁判官に対する委任」である。前者は後者に対して、後者の裁判管区内で何らかの命令 (mandement)、令状 (décret)、あるいは調停 (appointement) を執行するよう依頼したり、何らかの事実に関して証人尋問 (証拠調べ) をするよう依頼したりする。Ferrière (Claude-Joseph de), *Nouvelle introduction à la pratique, ou Dictionnaire des termes de pratique, de droit, d'ordonnances et de coutumes*, Paris, 1734, t. I, p. 376.
- (18) 拙稿「1720 年のマレシオーセ改革」、20 頁。
- (19) この事例では Leflameng が Cresté からコードベックのバイイ裁判所・上座裁判所の国王検事の官職を引き継いだため、マレシオーセの国王検事の親任官職も同様に引き継いだと推測される。
- (20) S.H.D., Y^b 858, 859, Y^b 777, 778 ; A.N., Z^{1C} 123, 337 ; A.D.S.M., 202BP1, 203BP3, 4BP5745 ; *Almanach de Normandie, pour l'année mil sept cens cinquante*, Rouen, s.d. (1750). 残る 3 名のうちコードベックの書記官 Joseph Hédoux はヴィコント裁判所及び河川・森林監督局の書記官で、採用後にバイイ・上座裁判所書記官の職を得ている。コードベックの陪席裁判官 Robert Foloppe de Retival はバイイ・上座裁判所付き弁護士、ルアンの国王検事 Jean de Jort も高等法院付き弁護士、バイイ・上座裁判所付き弁護士総代 (syndic) で、いずれも官職保有者ではないが、バイイ・上座裁判所や高等法院で仕事をしていた。
- (21) 旧マレシオーセにおいては 3 種類のプレヴォのほか、副バイイ、副セネシャル、短服の刑事代理官がプレヴォと同じ裁判権限を持って中隊を指揮していた。Larrieu (Louis), *Histoire de la maréchaussée et de la*

- gendarmérie des origines à la Quatrième République*, Maison-Alfort, 2002, pp. 110-116.
- (22) Saugrain (Guillaume), *La Maréchaussée de France ou recueil des Ordonnances, Edits, Déclarations, Lettres patentes, Arrests, Reglements & autres Pieces concernant la Creation, Etablissement, Fonctions, Rang, Séances, Prééminences, Droits, Prérrogatives & Privileges de tous les Officiers & Archers des Maréchaussées*, Paris, 1697, pp. 144, 152, 162, et 320; Larrieu, *op. cit.*, p. 100.
- (23) この9名の経歴に関する情報は以下による。S.H.D., Y^b 858, pp. 459, 474, Y^b 859, p. 464; A.N., Z^{1C} 121, p. 24; Z^{1C} 123, pp. 21-23, 325-326, 337; Z^{1C} 124, pp. 22-23; Z^{1C} 125, p. 53; Z^{1C} 128; Z^{1C} 332, 334, 341; A.D.S.M., 203BP11, p. 25.
- (24) A.N., Z^{1C} 123, p. 326. 該当箇所は以下の通り（綴りは原文のまま）。« n'ay^t. [n'ayant] servi dans nos troupe le tems de quatre années requis par l'article quatre de notre edit du mois de mars 1720 dont nous lavons relevé et dispensé relevons et dispensons par cesd. [cesdites] presentes ».
- (25) Lettre sans signature (de La Bourdonnaye) à D'Argenson, le 30 mai 1745, A.D.S.M., C 749.
- (26) S.H.D., Y^b 859, p. 464.
- (27) 我々は、マレシヨーセの将校の官職が裁判官職（司法官職）であると同時に国王軍の官職であることも視野に入れておかねばならない。しかしながら、軍官職研究は未だ研究の余地を多く残す領域であり、本稿でもその側面からの言及は難しい。軍官職に関してはとりあえず以下を参照。Gorau (François), *Le vénalité des charges militaires en France aux XVII^e et XVIII^e siècles*, Villeneuve D'Ascq, 2001; Chagniot (Jean), article « Vénalité des charges militaires », Bély (Lucien) (sous la direction de), *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, Paris, 1996, pp. 1246-1247.
- (28) Mousnier, *op. cit.*, t. I, Paris, 1974, pp. 336-337, t. II, p. 38; Ferrière, *op. cit.*, t. II, p. 820.
- (29) A.N., Z^{1C} 121, pp. 24-25; Z^{1C} 334.
- (30) この金額の内訳は、833 リーヴル 13 ソル 8 ドウニエが主税として (en principal), 833 リーヴルに 1 リーヴルにつき 2 ソル、すなわち 83 リーヴル 6 ソル 8 ドウニエが付加税としてかかったものである。なお、1 リーヴルは 20 ソル、1 ソルは 12 ドウニエに相当する。
- (31) これは 324 リーヴルに、1 リーヴルあたり 4 ソル、すなわち 64 リーヴル 16 ソルが付加された金額である。
- (32) S.H.D., Y^b 859, p. 464.
- (33) 拙稿 « Liste des hommes de la maréchaussée en Haute-Normandie (1720-1750) » (『総合環境研究』、第6巻第2号、2004年)、100、101、114、115、118、119頁 (n^{os} 361, 153 et 322)。La Marche はマレシヨーセの成員名簿では前プレヴォの義理の息子とされているが (S.H.D., Y^b 858, p. 466.)、後註(34)の書簡の書き込みではその甥とされている。
- (34) Lettre de D'Argenson à La Bourdonnaye, le 28 février 1745, A.D.S.M., C 749. ところで、この書簡の左肩には、「このラ・マルシュは Desplantières 殿の甥である。彼のことを特によく知るためには De Bosguerard 殿に書簡で問い合わせるべきだろう」という、恐らくラ・ブルドネによる書き込みがある。De Bosguerard はエヴルウのバイイ裁判所・上座裁判所の長官（総代理官）(lieutenant général) でエヴルウ徴税管区担当の地方長官補佐 Pierre-Charles-Antoine Bosguerard のことと思われるが、ここには地方長官の実務を支える地方長官補佐の姿が垣間見える。
- (35) Lettre sans signature (de La Bourdonnaye) à D'Argenson, le 13 mars 1745, A.D.S.M., C 749.
- (36) Lettre de D'Argenson à La Bourdonnaye, le 27 mars 1745, A.D.S.M., C 749. 18世紀の法学者フェリエールによれば、「lever un acte」とは「その写しを交付してもらう (s'en faire délivrer une expédition)」ことを意味するという。したがって、ここでは「lever ses provisions」を「官職叙任状の写しを交付してもらう」と訳した。Ferrière, *op. cit.*, t. II, p. 180.
- (37) « fixation » は司法官職について用いられる場合、「国王が官職をある価格に抑制すること」を指す。Ferrière, *op. cit.*, t. I, p. 791. 同時代の別の辞書によれば、「ある官職の価格を « fixer » とは、「それ以上の価格では売却してはならない、ある一定の価格に、官職価格を定める」ことを意味している。Furetière (Antoine), *Dictionnaire universel, contenant généralement tous les mots françois, tant vieux que modernes, & les termes de toutes les sciences et des arts*, Paris, 1984 (La Haye et Rotterdam, 1690), t. II. したがって、ここでは前後の文脈も考慮し、「設定額」と訳した。
- (38) Lettre de D'Argenson à La Bourdonnaye, le 19 avril 1745, A.D.S.M., C 749.
- (39) Lettre de D'Argenson à La Bourdonnaye, le 20 juin 1745, A.D.S.M., C 749.
- (40) Requête de la veuve de Des Petits Prés à D'Argenson, s. d., A.D.S.M., C 749.
- (41) Lettre de D'Argenson à La Bourdonnaye, le 26 juillet 1745, A.D.S.M., C 749.
- (42) Lettre sans signature (de La Bourdonnaye) à D'Argenson, le 26 juillet 1745, A.D.S.M., C 749.
- (43) Lettre sans signature (de La Bourdonnaye) à D'Argenson,

le 1^{er} août 1745, A.D.S.M., C 749.

(44) Lettre de D'Argenson à La Bourdonnaye, le 8 août 1745, A.D.S.M., C 749.

(45) Mémoire sans adresse ni signature, le 27 août 1745, A.D.S.M., C 749.

(46) 調査の詳細は省くが、地方長官は報告書にあるそれぞれの項目について調査し、調査結果はことごとく例の報告書の内容に一致しないと結論づけている。その上で、長官は、Baudry に対して慎重に行動するよう警告するに留めることを、陸軍卿に提案している。Lettre sans signature (de La Bourdonnaye) à D'Argenson, le 11 septembre 1745, A.D.S.M., C 749.

(47) Lettre de D'Argenson à La Bourdonnaye, le 14 septembre 1745, A.D.S.M., C 749. なお、Baudry の官職叙任状は 1745 年 10 月 5 日付である。S.H.D., Y^b 859, p. 464.

(48) 最終審であるプレヴォ裁判には 7 名以上の裁判官が参加しなければならぬので、マレシオーセの外から裁判官を補充する必要がある。プレヴォ裁判が上座裁判所で行われることを考慮すれば、補充される裁判官はパイイ・上座裁判所の法曹ということになる。Muyart de Vouglans (Pierre- François), *Les lois criminelles de France, dans leur ordre naturel*, t. II, Paris, 1781, pp. 188, 190 et 200.

(49) Bluche (François), *Les magistrats du Grand Conseil au XVIII^e siècle, 1690-1791*, Paris, 1966, p. 36. 安成秀樹『フランス絶対王政とエリート官僚』日本エディタースクール出版部、1998 年、36 頁及び 47 頁註(16)。

(50) オート＝ノルマンディー以外のマレシオーセにおいても、例えば、ブロワ (Blois) の副官 François-Simon Neils には兼職勅許状が交付され、同地のパイイ裁判所・上座裁判所の名誉評定官 (conseiller honoraire) の官職との兼任が許可されていし、ベアルン (Béarn) 地方のモン＝ドゥ＝マルサン (Mont-de-Marsan) の副官 Pierre Du Casse には約 1 歳 8 ヶ月の年齢不足の免除が許されている。A.N., Z^{1C} 122, p. 15 v^o et p. 21. このように、マレシオーセにおいても免除措置は実施されたとと思われるが、これらの事例が一般化できるか否かの確認は今後の課題となる。

(51) Larrieu, *op. cit.*, p. 103.

(52) 第一に、1720 年の改革の前後でプレヴォ裁判役人の採用・就任手続を比較し、親任官制の導入によって何がどのように変わったかを検討する必要がある。第二に、プレヴォ裁判役人の採用・就任では問題が起らなかったか、将校の就任では同様の問題が起こったのかを別の地方の中隊で検証し、オート＝ノルマンディーの中隊と比較することが望まれるだろう。

【付記】本稿は、平成 23～25 (2011～2013) 年度科学研究費補助金「フランス絶対王政の統治構造再考：官僚制、治安、裁判」(基盤研究(C)、研究代表者：正本忍)の研究成果の一部である。